

平成 24 年度  
包括外部監査の結果報告書  
(概要版)

平成 25 年 2 月  
横浜市包括外部監査人  
井上 光昭

目次

<b>I. 包括外部監査の概要</b> .....	1
1. 外部監査の種類 .....	1
2. 選定した特定の事件 .....	1
3. 外部監査対象期間 .....	1
4. 事件を選定した理由 .....	1
5. 外部監査の実施期間 .....	1
6. 監査対象部署 .....	1
<b>II. 平成 23 年度の横浜市の中小企業振興策</b> .....	2
1. 平成 23 年度の横浜市経済局運営方針 .....	2
2. 平成 23 年度 中小企業振興策 事業別一覧 .....	3
3. 平成 23 年度の中小企業融資制度の実績 .....	4
<b>III. 外部監査の総括</b> .....	5
1. 監査の視点・監査の方法 .....	5
2. 「監査の結果」及び「監査の意見」一覧 .....	6

## I. 包括外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

中小企業振興施策に関する財務事務の執行について

### 3. 外部監査対象期間

原則として平成 23 年度(平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)  
ただし、必要に応じて平成 22 年度以前及び平成 24 年度の執行分を含む

### 4. 事件を選定した理由

市内企業の約 99%を占める中小企業は、横浜市経済の発展と市民の雇用機会を確保するために欠かすことのできないものとなっている。これら中小企業には厳しい経済情勢や環境変化を確実に乗り越え、成長・発展に向けた土台となる経営基盤の強化が求められている。

中期 4 か年計画では、横浜版成長戦略として「中小企業の技術・経営革新戦略」を掲げており、中小企業の経営力の強化は横浜市の成長戦略の中核に位置づけられている。また、平成 22 年 4 月に施行された横浜市中心企業振興基本条例では、中小企業振興策の総合的な策定及び実施を市の責務と定めている。平成 23 年度は、中期 4 か年計画の横浜版成長戦略に沿った市内中小企業の競争力強化のための技術・経営革新を促進することのほか中小企業の持続的発展に向けた基礎的支援のために予算の優先配分等を行った。また、横浜市中心企業振興基本条例に基づき「中小企業振興施策の取組状況報告書」を市議会に初めて報告している。

そこで、横浜市が執行している中小企業振興施策に関する事務・事業が法令等に基づき適正に執行されているかどうか、また、当該施策が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨に沿って行われているかどうか等について、監査を実施する必要があると認め、平成 24 年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

### 5. 外部監査の実施期間

平成 24 年 7 月 17 日から平成 25 年 1 月 28 日まで

### 6. 監査対象部署

経済局、公益財団法人横浜企業経営支援財団、横浜市信用保証協会、財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

## Ⅱ. 平成 23 年度の横浜市の中小企業振興策

### 1. 平成 23 年度の横浜市経済局運営方針

横浜市経済局運営方針は、当年度における経済局の目標や取組を示したものである。

#### (1) 基本目標

東日本大震災の影響により、市内企業を取り巻く経営環境の厳しさが増している中、震災への対策をしっかりと行っていくとともに、「豊かな市民生活を支える横浜経済の持続的な発展」の実現を目指し、中期4か年計画事業の実行と横浜市中小企業振興基本条例に基づく施策を着実に進める。

#### (2) 目標達成に向けた施策

##### ○中小企業を中心とした市内経済への東日本大震災の影響対策

平成 23 年 5 月に発表した「総合的な震災対策の考え方」に基づき、東日本大震災により、売上の減少などの影響を受けている市内中小企業に対する緊急相談窓口の開設や資金繰りへの緊急支援などに万全を尽くすとともに、今後も市内企業の声やニーズの把握に努め、必要な対策を行なう。

##### ○中小企業の技術・経営革新の促進

中小企業の成長・発展に向けた、技術・経営革新の取組を、「環境などの成長分野を中心とした新技術・新製品開発や設備投資」等(挑む)への支援、「企業間の新たな連携」(つなぐ)の促進、「拠点形成や実証実験の発信」(見せる)など、多様な視点から強力に後押しする。

##### ○中小企業への基礎的支援の充実

中小企業が厳しい経済状況を乗り越えていくため、経営相談や情報提供等を行うワンストップ窓口の拡充、資金繰りの円滑化など基礎的支援の充実を図る。

##### ○海外ビジネス展開戦略、環境最先端都市戦略など横浜版成長戦略の推進

今後大きな成長が見込まれる環境分野における中小企業の新技術・新製品開発等の取組を強力に後押しする。さらに女性の活躍による経済活性化に向け、新たに女性起業家支援にも力を入れる。

## 2. 平成 23 年度 中小企業振興策 事業別一覧

款	項	目	頁	事業名	平成 23 年度決算額(円)
8	1			経済観光費(中小企業振興策のみ)	
8	1	2		誘致・国際経済費	118,916,392
				アジア経済交流事業	28,475,366
				横浜ワールドビジネスサポートセンター管理運営事業	80,031,387
				欧米経済交流事業	6,013,874
				中小企業海外販路開拓事業	4,395,765
8	1	3		産業活性化推進費	662,692,743
				中小製造業成長力強化事業	252,279,212
				低炭素ものづくり促進事業	51,567,020
				ものづくり経営基盤強化事業	75,935,151
				工業技術支援センター事業	101,281,853
				減債基金積立金(市工連)	3,268,697
				ライフサイエンス都市推進事業	26,602,317
				木原記念横浜生命科学振興財団補助事業	49,441,902
				減債基金積立金(木原財団貸付金)	96,312,753
				IT 産業集積推進事業	4,625,880
				環境・温暖化対策分野産業振興事業	1,377,958
8	1	4		経営支援費	150,768,151
				知的財産戦略推進事業	22,221,953
				ソーシャルビジネス支援事業	34,682,545
				横浜型地域貢献企業支援事業	7,561,653
				女性起業家支援事業	10,000,000
				創業・発展支援事業	10,000,000
				地域相談窓口支援事業	5,000,000
				横浜商工会議所中小企業相談事業補助金	30,000,000
				中小企業支援センター事業	29,517,000
				省エネ経営促進支援事業	1,785,000
8	1	5		中小企業金融対策費	78,526,948,352
				中小企業融資事業	74,175,565,159
				(1) 中小企業制度融資事業	71,868,000,000
				(2) 信用保証料助成等事業	1,822,627,705
				(3) 信用保証促進事業	484,937,454
				産業活性化資金融資事業	4,309,000,000
				中小企業経営安定事業	42,383,193
集計					79,459,325,638

### 3. 平成 23 年度の中小企業融資制度の実績

#### 中小企業制度融資実績(平成 23 年度)

(単位:円)

	預託金	金融機関融資実績
中小企業融資制度事業		
①小規模企業資金	7,167,000,000	
小規模企業資金		3,114,498,000
小口特別★		5,069,067,000
②振興資金	3,000,000,000	<b>15,100,493,000</b>
③企業価値向上資金		
企業価値向上資金(成長支援)	663,000,000	205,000,000
企業価値向上資金(地域貢献企業支援)	696,000,000	226,030,000
企業価値向上資金(環境経営支援)	321,000,000	42,000,000
企業価値向上資金(産業立地促進)	47,000,000	
企業価値向上資金(ものづくり支援)		
企業価値向上資金(拠点整備特別支援)	74,000,000	
④創業ベンチャー促進資金	1,056,000,000	
開業支援★		1,423,390,000
女性起業家支援★		99,180,000
再挑戦支援★		10,000,000
ビジネスプラン		20,000,000
⑤経営安定資金		
経営安定資金	6,500,000,000	7,543,365,000
経営安定資金(地域産業雇用支援特別)	12,000,000,000	7,488,694,000
経営安定資金(緊急支援特別)★	5,000,000,000	601,500,000
経営安定資金(セーフティネット特別)★	13,379,000,000	<b>15,912,498,000</b>
経営安定資金(円高対策資金)		757,890,000
緊急借換支援資金★	16,000,000,000	<b>24,132,190,000</b>
経営安定資金(震災対策特別(5 年型))		<b>33,061,640,000</b>
⑥震災対策特別(10 年型)★	5,000,000,000	9,154,755,000
⑦緊急雇用対策資金	250,000,000	51,000,000
⑧経営再建支援資金		33,500,000
⑨流動資産担保資金		836,090,000
⑩貿易振興金融	715,000,000	4,232,371,000
合計	71,868,000,000	129,115,151,000

★:責任共有制度の対象外となる資金(一部も含む)

平成 23 年度の金融機関の融資実績は、振興資金、経営安定資金(セーフティネット特別)、緊急借換支援資金、経営安定資金(震災対策特別(5 年型))の利用が多かった。

平成 23 年度末の制度融資における保証債務残高は、409,466,148,000 円である。

### Ⅲ. 外部監査の総括

#### 1. 監査の視点・監査の方法

##### 【監査の視点】

##### (1) 法律・条例・規則に準拠しているか

監査の視点として、まず挙げるのは「合規性」である。「合規性」は、事業に係る財務事務の執行や手続等が、関連する法律・条例・規則に準拠しているか、ということである。法律等に則した事務執行や手続を行うことは、最低限の規準であり、経済性、効率性及び有効性を論ずる前提でもある。仮にこれが遵守されない場合には、「監査の結果」となり、改善措置を執らなければならない。

##### (2) 事務に不効率が生じていないか

事務の実施に際して合規性が遵守されていたとしても、「経済性」「効率性」の観点も重要である。「経済性」は、最小のコストで適正な量や質の資源を獲得することである。「効率性」は、一定の成果を最小の支出で獲得すること、一定の支出から最大の効果を生み出すことである。予算に限りがある中で経済的・効率的に事業を行うことも重要な視点である。

##### (3) 事業は目的に対して有効であるか

事務の実施に際して合規性が遵守されていたとしても、「有効性」の観点も重要である。「有効性」は、一定の支出により期待される成果の達成度合いである。事業は目的に沿って行われ、十分に利用されているか又は十分に成果があがっているかということも重要な視点である。

##### 【監査の方法】

##### (1) 実施した主な監査手続

横浜市の中企業振興施策は、経済局が所管しており、中期 4 か年計画で取り組む施策を実行している。このため、各事業の事業目的は中期計画(中期 4 か年計画)に合致しており、経済局内において各課が各事業を調整しながら経済局内の統一感をもって実施している。

そこで、経済局の課及び関連する外郭団体ごとに監査担当者を分担して、監査を実施した。主な監査手続は以下のとおりである。

- ① 関連書類一式の閲覧等を実施し、関連規則等との照合を実施した。
- ② 担当部署に対してヒアリング及び調査・分析等を行った。
- ③ 必要に応じて施設等の現場視察を行った。

## (2) 公益財団法人横浜企業経営支援財団の経費取引の監査

経済局から公益財団法人横浜企業経営支援財団に交付されている補助金は複数の事業にわたっているため、一事業の補助金の収支報告書の内訳に他の補助金に含まれるべき経費が混入していないかを確かめるために、財団において補助金の収支報告書の内訳となる取引を抽出して監査を実施している。

## (3) 横浜市信用保証協会の保証承諾取引の監査

横浜市の中小企業制度融資事業では、横浜市信用保証協会を經由して預託金による間接融資を行っており、預託金は年度末に返還を受けるとはいえ多額であるといえる。そして、金融円滑化法の期限も近づき、中小企業が返済猶予等の貸付条件の変更を受けられない場合に、資金繰りに窮して返済できないことによって、横浜市信用保証協会が行う代位弁済額は増えると予想される。このため、横浜市の中小企業制度融資事業が、中小企業金融の安定化及び中小企業の再建のために効果が上がっているかを検証するために、横浜市信用保証協会による保証承諾業務について個々の取引を抽出して保証承諾業務の審査内容の監査を実施している。

## 2. 「監査の結果」及び「監査の意見」一覧

### (1) 監査の結果・意見の項目数

記載箇所	結果	意見
「第4 外部監査の結果」	6	45

#### ※ 監査の結果

今後、横浜市において何らかの措置が必要であると認められる事項。主に、合規性に関すること（法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項）となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、経済性、効率性及び有効性の観点からの結論も含まれる。

#### ※ 監査の意見

「監査の結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、横浜市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するもの。



「監査の結果」・「監査の意見」の概要

以下の「監査の結果」・「監査の意見」は、内容の分類ごとに記載している。したがって、事業の番号の順番とはなっていない。

① 事業目的に合致しているものの利用状況・達成状況が高くないことから、効果が十分にあるとはいえない事業(有効性)

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>I. 誘致・国際経済費</b>			
<b>2. 横浜ワールドビジネスサポートセンター管理運営事業</b>			
事業の意義について 国際ビジネス相談の相談件数は低調であり、オフィススペースの提供業務の入居率も公的オフィスとしては高いとは言えないことから、現状では施設の設置理念である市内経済の国際化に寄与するという目的を十分に果たせているとは言えない。		○	38
費用対効果の分析について 毎年度 80 百万円以上の支出に対して、その価値に相当する効果があるかについて再検討が必要である。 また、費用の削減については、平成 23 年 9 月に 5.5%の減額が行われているが、今後も賃料について常時近隣相場に近づけるべく交渉が必要である。		○	39
市内経済の国際化を達成するための方策について 市内経済の国際化という市の理念を達成するためには、現状の業務内容の再検討も必要ではないかと思われる。		○	39
<b>3. 中小企業海外販路開拓事業</b>			
事業の拡大への課題 平成 23 年度に開始された事業ということもあり、支援企業の拡大は今後の課題である。事業効果を向上させる意味においても、今後も広報活動の充実などにより支援企業の拡大に努める必要がある。		○	40
<b>II. 産業活性化推進費－その1</b>			
<b>1. 中小製造業成長力強化事業</b>			
<b>1-1 技術相談事業</b>			
利用率について 利用者から好評を得ているとはいえ、利用者は少ないといえる。利用者が少ない理由として制度が十分に周知されていないことも考えられるため、より一層広報に努めることが望まれる。		○	45

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>3. 工業技術支援センター事業</b>			
<p>事業の見直しの必要性について</p> <p>表面処理技術に特化し、依頼試験等を行うために多くの経費をかけて建物及び装置を用意し、しかも大幅に低く設定した手数料で実施することは、大規模な設備と多額の運営経費の下でのかなり限定的な中小企業支援策となり、その経費に相当する事業の効果が十分であるとは言えない。抜本的な見直しが必要であると考え。</p>		○	53
<p>測定機器の利用頻度と更新について</p> <p>利用頻度の低い測定機器であっても、試験項目をなくすことは利用者へのサービス低下になるため、再リースしているとのことである。表面処理技術に特化している制約があり、かつ、経費が手数料収入を大幅に上回っている現状では、経費を削減するために県産業技術センターに重複する試験項目が存在する場合には再リースを見送り、より利用頻度の高い機器や新しい機器に予算を集中することが望まれる。</p>		○	56
<b>Ⅲ. 産業活性化推進費 –その2</b>			
<b>1. ライフサイエンス都市推進事業</b>			
<b>1-1 医工連携推進事業</b>			
<p>展示会出展支援の成果の確認について</p> <p>事業の成果は、出展企業の販路拡大に実際に貢献しているかであることから、横浜市は、展示会後に販路拡大、技術連携に至ったかどうか及び課題解決のためのビジネス支援や研究開発支援が必要かどうかなどの出展企業のフォローやその結果を受けての対策を十分に行う必要がある。また、出展社数は増加しているが、事業開始後 4 年を経過しての出展社数として低調であるといえる。出展企業の開拓を行っているとのことであるが、展示会出展支援の進め方については医工連携推進事業の進め方についても改善すべき点がないか検討することが望まれる。</p>		○	60
<b>1-2 バイオ産業活性化事業</b>			
<p>展示会出展支援の成果の確認について</p> <p>横浜市としては、出展実績のフォロー、出展企業アンケート及びヒアリングのフォローやその結果を受けての対策をより一層実施していく必要がある。アンケート結果では商談件数 121 件、成約件数 8 件(会期中2件、会期後 6 件)と多くはない。一方、横浜市は中期 4 か年計画においてバイオ医薬品研究開発の拠点形成を進めていることから、バイオ産業を活性化させるために、会期後の状況についても定期的にフォローを行い、市内バイオ関連企業の販路拡大や産学</p>		○	64

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
の先端的な取り組みの進展に資するようにどのような支援が求められているのか把握し、その支援方法を検討する必要があると思われる。			
<p>補助金の交付の必要性について</p> <p>横浜市は社会情勢等を踏まえ毎年度金額の見直しを行っているが、出展企業数や出展企業の販路拡大を示している商談件数、成約件数などの定量的な指標が長期間にわたって十分に確保されていない場合又は社会情勢の変化によって当初の目的である「バイオ産業活性化事業補助金要綱」の目的が形骸化している場合などの、補助金の効果が期待できない際には、補助金を見直す必要がある。また、今後、神奈川県や川崎市の一部負担の交渉も検討の余地があると思われる。</p>		○	65
<b>IV. 財団法人木原記念横浜生命科学振興財団について</b>			
<b>1. 横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)</b>			
<p>収支の改善について</p> <p>横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)は、平成 23 年 4 月から運用を開始していることもあり、現状では未だ採算は確保されていない。横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)の設備を1日(1時間)使用することによってどのくらいのコスト(固定費)がかかるのか把握して、かつ、年間どのくらいの業務を実施すれば採算を確保できるかについて見極め(損益分岐点の見極め)ることが必要である。採算を確保するために、横浜市は木原財団に対して適切な指導を行う必要がある。</p>		○	73
<b>V. 経営支援費</b>			
<b>1. 知的財産戦略推進事業</b>			
<p>認定制度の有効性について</p> <p>平成 23 年度に新たな制度に移行したばかりであり、現時点で認定制度の有効性について判断することはできないが、認定のメリットが高く評価されているわけではないと思われる。また、平成 23 年度末時点の認定企業数は 63 社であり、制度の必要性を説明する根拠としては十分ではないと考える。</p> <p>今後も、認定制度の広報を進めブランド力を高めて、認定企業数を大幅に増加させることが求められる。定期的に認定企業数を確認し、費用対効果の観点から柔軟に見直しを行うことが求められる。その結果、必要であれば認定制度を見直し、コンサルティングや出願費用助成などの直接的な支援に予算を振り向けることもありうると考える。</p>		○	78

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>7. 横浜型地域貢献企業支援事業</b>			
<p>認定制度の有効性について</p> <p>認定制度の直接的なメリットが多くの企業にとってそれほど魅力的と受けとめられておらず、また、横浜市のねらいも十分に理解されていない可能性がある。</p> <p>横浜市は、認定企業に対する調査を行うなど、状況把握を進めているが、今後、その結果を踏まえ、適宜事業の見直しを行っていくことが求められる。例えば、認定制度のねらいが十分に理解されていないことが課題であれば、周知する方法を工夫することが必要であり、また、認定制度の有効性に課題があるのであれば、各手法の費用対効果を勘案し、本来の事業目的に適合する、より効果的な手法の組み合わせを検討していく必要がある。</p>		○	97
<b>VII. 中小企業金融対策費</b>			
<b>3. 産業振興特別資金融資事業</b>			
<p>事業の周知方法の見直しについて</p> <p>産業振興融資事業は、平成 23 年度は融資実績がなく、平成 24 年度も 8 月末時点までは融資実績がない。同事業のニーズは限定されたものとなっているが、制度そのものがどこまで周知されているのかも不明なため、ニーズがないと断定することも難しい状況である。したがって、当面の間必要とされる対応は、より一層、当事業の周知を図ることと、当事業に対するニーズの把握に努めていくことと考える。</p>		○	129

② 補助金等の市支出額の精査を行い、費用削減を図るべき事業(経済性・効率性)

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>I. 誘致・国際経済費</b>			
<b>1. アジア経済交流事業</b>			
<b>1-1 アジア経済交流事業</b>			
事業報告書の支出額の精査について 横浜市としては運営費補助金ではなく、事業費補助金として公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDECC)に交付している以上、事業の実施実績と支出額との関係を精査する必要がある。 収支の報告をさせた上で、経費の見積(予算積算)、予算実績比較及び翌々年度の経費の見積(予算積算)へのフィードバックをより精緻に行うことによつて、より少ない経費でより多くの効果をもたらす、より効率的な事業の執行ができると考える。		○	34
<b>III. 産業活性化推進費 -その2</b>			
<b>1. ライフサイエンス都市推進事業</b>			
<b>1-1 医工連携推進事業</b>			
収支の報告の提出について 委託契約において委託者から収支の報告を受けていない。委託業務内容が多岐にわたっており、個々の業務の履行に対してどの程度の支出を要したか把握するために、本事業に関する収支の報告をさせることが望ましい。より効率的な事業を執行するためには、収支の報告を受けて、予算と実績を比較し、その結果を翌々年度の経費の見積(予算積算)へのフィードバックすることが必要であると考える。		○	60
<b>1-3 国際戦略総合特区の推進</b>			
特区三者協定について 川崎市が委託業者と契約を締結している。これは、3自治体間の協議の結果である。契約の成果物に加えて報告書作成に要した工数又は支出内訳(直接人件費、直接経費ごと)の提出を受けることが望ましい。横浜市は委託契約の当事者ではないが、見積書の積算の正当性を明確にする意味において、今後このような契約を締結する際には、川崎市等と調整して改善することが望まれる。		○	67
<b>2. 木原記念横浜生命科学振興財団補助事業</b>			
運営費補助金のあり方 木原記念横浜生命科学振興財団補助金は団体運営費補助といえる。団体補助金は、時として既得権化しやすいのも事実であり、効果を測定しにくいとい		○	68

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
った運営上の問題点もある。木原財団に対する補助金についても経営状況等を鑑み、今後の団体運営費補助金のあり方を検討する必要がある。			
<p>事業費補助への移行の検討</p> <p>木原記念横浜生命科学振興財団補助金は運営費補助金から事業費補助金へ移行する方法も考えられる。実際に、本補助金は対象事業が明確になっているので、これらの事業をより具現化した上で、補助金の交付対象をその事業ごとに関係が明確になれば補助金交付の正当性が確保されると思われる。このような考え方を基に、木原財団に対する補助金についても経営状況等を鑑み、今後の団体運営補助金のあり方を検討する必要がある。</p>		○	69
<b>3. 中小企業支援センター事業</b>			
<b>4. 地域相談窓口支援事業</b>			
<b>5. 創業・発展支援事業</b>			
<b>6. 女性起業家支援事業</b>			
<b>7. 横浜型地域貢献企業支援事業</b>			
<p>補助金の対象経費について</p> <p>平成 23 年度の中小企業支援センター事業補助金について、管理用シートで支出内容を確認したところ、目的や内容について疑義の生じる支出がいくつか見られた。横浜市は、補助金の対象経費について明確なルールや範囲を横浜企業経営支援財団 (IDEC) に示すとともに、それに沿って適切に補助金が使われているかについて横浜企業経営支援財団 (IDEC) の実績を確認する必要がある。</p>		○	84
<p>補助金対象事業の単位について</p> <p>横浜市からの補助金は、横浜企業経営支援財団 (IDEC) の管理する事業単位とは必ずしも整合していない。必ずしも横浜市の補助事業と横浜企業経営支援財団 (IDEC) の事業が一对一で対応する必要はないが、対応関係が明確でわかりやすくなるように設定すべきである。横浜市は、中小企業支援センターへの補助金の目的を改めて確認した上で、それを達成するためにより効果的あるいは効率的な事業単位を検討し、また、実務に携わる横浜企業経営支援財団 (IDEC) の事業区分とも整合する形とし、適切な補助事業単位に改善していくことが求められる。</p>		○	86
<p>補助事業要綱について</p> <p>(財)横浜企業経営支援財団補助事業要綱では、補助金の対象団体が横浜企業経営支援財団 (IDEC) に特定されているとともに、対象事業の内容が具体</p>		○	89

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<p>的ではなく、横浜企業経営支援財団 (IDEC) の事業が列記されているのみである。また、補助金の対象経費の記載はなく、交付金額の上限や補助率などの制限も示されていない。</p> <p>横浜市は、予め要綱において補助金の事業の単位や対象経費を明確にしていなければ、事業費の見積(予算積算)を各事業の有効性、費用対効果などにより十分に予算査定することはできず、このような計画予算を実績と対比しても評価が曖昧になり、翌々年度の事業費の見積(予算積算)に資するフィードバックを適切に行うことができないと考える。より効率的かつ効果的に事業を執行するために要綱の見直しが必要である。</p>			
<b>8. 横浜商工会議所中小企業相談事業補助金</b>			
<p>補助金交付の根拠について</p> <p>本補助金は、横浜商工会議所中小企業支援事業補助金交付要綱に基づき、毎年継続的に横浜商工会議所に交付されている。</p> <p>対象経費は、要綱で詳細に定められているが、「その他」の区分もあり、幅広い経費が補助対象となりうる仕組みとなっている。補助金の上限や交付率など金額の制限等も特に定められていない。本事業は補助金というよりも法令や相手先の定款等に基づいて一定の金額を支出する負担金としての運用に近い。</p> <p>横浜市は、横浜企業経営支援財団 (IDEC) だけでなく、横浜商工会議所との連携も従来以上に密に進め、協議会の設置など連携の場を設けることにより、情報の共有による効率的な事業実施に努めるとともに、関係機関相互の実績や特長、方針などに基づき、役割分担等についても検討を進める必要がある。</p> <p>そのうえで、相談業務など横浜企業経営支援財団 (IDEC) 等と類似事業を行う横浜商工会議所になぜ補助金を交付する必要があるのか、交付するとすればどの事業にどれくらい交付する必要があるのかという質問に対して、相互に連携や役割分担を図りながら、横浜市は説明できるようにしておく必要がある。</p>	○		100
<b>VI. 横浜企業経営支援財団について</b>			
<p>特定資産の取得、取崩及び残高について</p> <p>平成 23 年度末の特定資産残高のうち、財政調整特別資産、修繕積立資産、債務保証損失準備資産(融資安定化基金)及び建設整備償還資金特定資産については取得(積立)及び取崩が任意に行われ、その必要額が明らかになっていない。特定資産残高の必要額を精査して不要な額については取崩を行い、必要額については毎期一定額による取得(積立)又は予め定めた取崩事由による計画的な取崩を行うべきである。</p>	○		105

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<p>事業費及び管理費等の精査の必要性について</p> <p>横浜企業経営支援財団 (IDEC) は横浜市の中小企業振興施策の実施機関である。横浜企業経営支援財団 (IDEC) は、効率的な事業執行すなわちより多くの事業収入を獲得しより少ない費用で事業を執行することが求められる。</p> <p>横浜市は、横浜企業経営支援財団 (IDEC) の事業収入や事業費及び管理費等を十分に精査した結果に基づいて補助金の額を決定し、費用の削減に努めなければならない。横浜市は、横浜企業経営支援財団 (IDEC) の予算と決算を比較分析し、翌々年度の予算査定にフィードバックすることによって、事業費が事業収入によって賄うことができないと認められた額をもって補助金を交付する必要がある。</p>		○	107
<b>VII. 中小企業金融対策費</b>			
<b>1 中小企業制度融資事業</b>			
<b>1-1 中小企業制度融資事業</b>			
<p>預託金額の設定方法に対する考え方</p> <p>現状は、預託金額を増やせばそれに応じて融資実績も増えるという状況ではないため、預託金額の設定方法についての考え方が重要となる。このことについて、現状の預託金額は、資金毎に融資倍率(協調倍率)による融資目標額に基づいて設定した預託金額をもって予算を積算し、予算で認められた額を支出しているが、本来はいくら必要なのかという視点が必要である。預託金にも実質的には財政的負担や財政的コストが生じている以上、財政状況の厳しさが増している昨今の状況も踏まえ、預託金額を設定する際には、中小企業の資金ニーズに十分応えられるようにするとともに、効率性や経済性もより一層重視する必要がある。</p>		○	115
<p>平成 23 年度の預託金額の設定について</p> <p>平成 23 年度の融資実績を見る限りでは、預託金方式による間接融資そのものには効果が認められるとしても、資金別に設定されている預託額はそれぞれ適切であったか、あるいは、震災対策特別資金(10 年型)を新設した際には 5,000 百万円の預託金を追加したが、その効果は表れているのかなど、個々の施策については十分な検証が必要である。</p> <p>平成 23 年度は、未曾有の震災に対して万全の対応を図るとしており、特別な状況ではあったが、個々の施策の成果について、当初の見込みと比較してどの程度まで達成することができたのか、見込みとの違いが生じていた場合にはその原因がどこにあったのかなどを十分に検証し、今後の制度融資や預託金のあり方に結び付けていく必要がある。</p>		○	116



③ 県等と重複しており協議を通じて取扱いを検討することが望まれる事業(経済性・効率性)

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>II. 産業活性化推進費—その1</b>			
<b>1. 中小製造業成長力強化事業</b>			
<b>1-1 技術相談事業</b>			
<p>県事業との重複について</p> <p>中小企業に対する技術相談事業は県でも実施している。県と市が単純に分野ですみわけを図ることは困難であるとしているが、まず、県と市との情報交換・共有の場(協議会等)を設け、そこでの業務内容の詳細な協議を通じて重複部分の取扱いを検討することから始めることが望まれる。</p>		○	44
<b>1-3 中小企業研究開発促進事業(SBIR)</b>			
<p>県事業との重複について</p> <p>中小企業による研究開発に対し助成金を交付する事業は県でも実施している。限られた予算のもとでは、重複ないし類似事業へ市が財政支出することは避けるべきであり、県と市で棲み分けを図りつつ、相互に助成案件の概要を紹介する仕組みや助成先の開示・共有化等を通して連携を取る方法を模索することが必要となる。県と市との情報交換・共有の場(協議会等)を設け、そこでの業務内容の詳細な協議を通じて重複部分の取扱いを検討することが望まれる。</p>		○	47
<b>3. 工業技術支援センター事業</b>			
<p>県事業との重複について</p> <p>神奈川県産業技術センターは、表面処理分野を実施していないものの、支援センターよりも広範な依頼試験メニュー(依頼試験・開放試験とも)を提供している。県の事業とは役割分担しており重複していないとのことである。しかし、経費が手数料収入を大幅に上回っている現状では、県全体へのサービスを市の税金で負担している状況になっているともいえ、大規模な設備と多額の運営経費の下での支援センター事業の費用対効果の観点からは、支援センターの事業を県に統合する方向性も検討の余地があると言える。その場合には、支援センターの入居している横浜金沢ハイテクセンター全体共用部分の管理負担金31,528千円の負担先も併せて検討が必要となる。</p>		○	55

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>V. 経営支援費</b>			
<b>3. 中小企業支援センター事業</b>			
<p>横浜企業経営支援財団(IDEFC)と関係機関の連携について</p> <p>市内には横浜企業経営支援財団(IDEFC)のほか、神奈川県の中企業支援センターである公益財団法人神奈川県産業振興センターがある。そのほか、商工会議所や中企業団体、金融機関、信用保証協会など、中企業に対して相談窓口サービスや支援事業を行っている機関は数多く存在している。</p> <p>類似する事業を行う機関と連携することにより、相乗効果を生み出すだけでなく、お互いの提供サービスの特長や対象地域・領域の特性等を踏まえた役割分担を行うことにより、極力、事業の重複を調整することも期待されていると考えられる。</p> <p>横浜市と横浜企業経営支援財団(IDEFC)は、類似事業を行う関係機関(神奈川県、公益財団法人神奈川県産業振興センター、横浜商工会議所等)との連携を従来以上に密に進め、情報の共有による効率的な事業実施に努めるとともに、相互の実績や特長、方針などに基づき、役割分担等についても検討を進める必要がある。協議会の設置など連携の場を設けることにより、確実な取り組みを推進することが望ましい。</p> <p>横浜企業経営支援財団(IDEFC)には、関係機関との役割分担においても重要な役割を担うことができるよう、事業の実施体制や実施方法、テーマ等についてより一層工夫を重ね、独自性が明確になるように努めることが期待されている。</p> <p>そして、これらの取組を踏まえて、横浜市は、中企業支援センター補助金を横浜企業経営支援財団(IDEFC)に交付する必然性、及び交付金額の根拠を明確にする必要がある。</p>		○	87

④ 上記に分類できない内容

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>I. 誘致・国際経済費</b>			
<b>3. 中小企業海外販路開拓事業</b>			
契約方式について 輸出アドバイス等業務の契約についても単価契約にすればより安価な支出額になった可能性がある。今後の契約においては、単価契約にするか、総価契約にするかについては慎重な検討が必要と考える。		○	40
<b>II. 産業活性化推進費－その1</b>			
<b>1. 中小製造業成長力強化事業</b>			
<b>1-2 産学連携推進事業</b>			
実績集計の方法について 事業報告書には直接的な活動のほか企業や大学を交えない活動も活動実績としていた。今後、訪問に係る件数を実績としていくとのことである。		○	46
<b>1-3 中小企業研究開発促進事業(SBIR)</b>			
事業効果の検証について 本助成事業が中小製造業の成長力強化を図るものであることから、成長力の指標として売上高成長率を加えることが妥当と考えられる。助成対象企業の業績を客観的に評価し、かつ助成金交付前後での比較が行えるよう、「事業化等状況報告書」のみでなく決算報告も每期提出させることが有用である。		○	48
<b>2. 減債基金積立金(市工連)</b>			
産貿ホール使用料の減免について 横浜市が市工連に対して産貿ホールの土地・建物を貸付け、市工連が、産貿ホールを展示場として一般に貸出している。横浜市は、市工連での運営収支が均衡するような水準に貸付料(市工連の賃借料)を定め、貸付料の減免を行っている。貸付料の減免は、赤字であるという実態を不明瞭にしている。適切に運営状況を明らかにするために、収支補填分は補助金として明示的に支出すべきである。また、横浜市貸付金の返済原資は当該事業の収支に依存していることから、横浜市は、市工連に T3 および産貿ホールの稼働率向上についてなお一層の経営努力をするように指導することが望まれる。		○	50
<b>3. 工業技術支援センター事業</b>			
依頼試験手数料の算定方法について 依頼試験手数料単価を算定する際、試験機器のリース料については年間リ		○	56

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<p>ース料を年間使用時間で除して時間単価を算出している。試験機器の年間使用時間を職員の総勤務時間と同一とみなして使用している。しかし、試験機器の年間使用時間は職員の総勤務時間に比べてかなり少なく、結果的に時間単価が低く計算されている。横浜市の全体的な方針として、受益者負担の適正化による手数料改定の検討が進められている中で、支援センターの手数料算定もより実態に即したものとなるような方向での検討が望まれる。</p>			
<b>Ⅲ. 産業活性化推進費 –その2</b>			
<b>1. ライフサイエンス都市推進事業</b>			
<b>1-2 バイオ産業活性化事業</b>			
<p>収支計算書等決算書類について</p> <p>収支計算書等決算書類については、主な支出項目別に千円単位の収支計算書の提出を受けているが、補助金の交付額を確定させる書類でもあることにより、本来は円単位の報告書を提出させる必要があった。なお、平成 24 年度においては、収支予算書、収支決算書ともに円単位で受領している。</p>		○	66
<b>Ⅳ. 財団法人木原記念横浜生命科学振興財団について</b>			
<b>1. 横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)</b>			
<p>協定内容の改善について</p> <p>平成 24 年 11 月 2 日、会計検査院は平成 23 年度決算検査報告を内閣に送付したが、その中に、本事業に関係する不当事項が記載されている。横浜市として木原財団が国の是正の方向性に沿って対応するように指導を行う必要がある。</p>		○	72
<p>木原財団の決算書の表示方法について</p> <p>正味財産増減計算書(経常増減の部まで)の特別会計(YBIC)には、横浜バイオ産業センター(YBIC)の収支が記載されるが、この中に平成 23 年 4 月に運営を開始した横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)に関する収支も含まれている。横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)は研究開発施設であることから、そして、横浜バイオ産業センター(YBIC)の収支を把握しやすくして採算を管理するために、横浜バイオ産業センター(YBIC)から横浜バイオ医薬品研究開発センター(YBIRD)を独立した特別会計によるべきである。</p> <p>横浜市は、事業内容に応じた決算書の適正な開示に向けた指導を行う必要がある。</p>		○	74

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>V. 経営支援費</b>			
<b>2. ソーシャルビジネス支援事業</b>			
<p>個人情報取扱状況報告書の提出について</p> <p>ソーシャルビジネス初期相談事業業務委託の仕様書において、受託者は各事業終了時に個人情報取扱状況報告書を横浜市に提出することとなっている。受託者から個人情報保護に関する誓約書と研修実施報告書は提出されていたが、個人情報取扱状況報告書は提出されていなかった。受託者は個人情報を扱っているため、仕様書に従って個人情報取扱状況報告書を横浜市に提出する必要があり、横浜市も受託者に当該報告書の提出を求める必要がある。</p>	○		81
<p>ソーシャルビジネスの普及啓発の手法について</p> <p>ソーシャルビジネスは、行政サービスと普通のビジネスの隙間に位置している。市からみると、各部局の行政サービスの延長線上や関連する領域であり、直接サービスを提供することは難しいが、そこに住民等の課題やニーズのあることは把握している場合が多いはずである。既に、経済局としても、関係局との連携強化や全庁的な展開に向けて、庁内研修など様々な機会を通じて庁内でのソーシャルビジネスの普及啓発にも力を入れ始めているということであり、今後、より積極的かつ具体的に推進することが期待される。</p>		○	81
<b>9. 省エネ経営促進支援事業</b>			
<p>一般管理費の計上について</p> <p>本事業は、横浜企業経営支援財団(IDEFC)に委託されている。契約では、一般管理費は省エネセミナー開催経費の10%以内とされているが、実績では10.5%とわずかではあるが10%を超過していた。今回の監査時の指摘により、すでに横浜企業経営支援財団(IDEFC)から横浜市に収支決算書の修正版が提出されている。</p>		○	103
<b>VII. 中小企業金融対策費</b>			
<b>1 中小企業制度融資事業</b>			
<b>1-1 中小企業制度融資事業</b>			
<p>預託金に関するディスクロージャーについて</p> <p>預託金は、年度初めに支出し年度末に返納される。年度末に返納されるとはいえ、一定額の資金が一年間拘束されている。</p> <p>融資を利用している中小企業者を含めた市民が、横浜市が行っている預託金方式による間接融資の仕組みや現況をどこまで正確に理解しているのかということが重要である。預託金について、市民の理解を促すためには、制度の仕組みや現況についてのディスクロージャーが重要となるが、横浜市の現在のディスク</p>		○	114

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
ローズは十分とはいえないため、取組状況報告書やホームページでの取り扱いも含め、預託金方式による間接融資制度の仕組みとその現状について、より積極的にディスクローズを進める必要がある。			
<b>1-2 信用保証料助成等事業</b>			
信用保証料率の定め方について 保証料助成率の決定について、横浜市は、中小企業への経営安定のための支援や、企業価値の向上、創業の促進といった政策の推進が保証料助成事業の目的であり、資金需要や融資実績だけで保証料助成率を設定することは適切ではないと考えているとしている。しかし、融資実績は定量的な指標であることから、政策の効果を検証する尺度の一つとして十分に有効であると考え。そして、融資実績と合わせて社会情勢や経済状況等の分析をもって、企業価値の向上、創業の促進といった政策の効果を検証して、助成内容の必要性や妥当性を検討していることを市民に対して明らかにしていくことが重要である。		○	120
<b>1-3 信用保証促進事業</b>			
金融円滑化法の影響について 金融円滑化法の終了後、倒産件数が急増する可能性が高まっている。その場合には、横浜市信用保証協会の代位弁済が増加し、財務状況にも影響を与える可能性がある。 最も重要なのは、中小企業者の経営の安定を図ることであるが、中小企業の資金繰りなど必要な融資に対し適切な保証をすることを通じて、市内中小企業者の経営の安定を図るためにも、横浜市信用保証協会の財務の健全性の維持にも留意する必要がある。		○	124
<b>2. 中小企業経営安定事業</b>			
経営診断事業・再挑戦支援事業について 現状においては金融課が経営相談業務(経営診断事業)を実施する意義はあると考えるが、将来にわたって金融課が行う必然性があるかどうかについては留意しておく必要がある。事業を継続する前提条件としては、ノウハウを積み重ね、そのノウハウを十分に活用し、横浜企業経営支援財団(IDEA)や信用保証協会が行っている事業との差別化が図られていることなどが考えるが、このような条件が満たされなくなった場合には横浜市が事業を行う必然性は乏しくなる。金融課は、経営相談事業を行うことの必然性について常に留意しておく必要がある。		○	127

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<b>VIII. 横浜市信用保証協会について</b>			
<b>1. 横浜市信用保証協会の保証承諾業務について</b>			
<p>返済可能性の十分な検討の必要性について</p> <p>保証承諾業務の抽出した取引において、審査基準・審査指針に違反する事例は発見されなかった。しかし、要注意先である中小企業への保証承諾において、返済可能性の検討すなわち保証申込企業の経営改善計画書等による返済原資の検討又は資金繰りの検討は十分に行われていなかった。要注意先への保証承諾では返済可能性を十分に検討する必要がある。そのうえ、返済可能性が十分ではない中小企業に対しては、金融機関を通じて一層の経営改善を要請することが求められる。</p> <p>横浜市信用保証協会は保証承諾を通じて中小企業が事業資金を調達できるように努めており、保証承諾の審査における横浜市信用保証協会の方針や考え方に意見を述べるものではない。保証承諾の審査において、要注意先である中小企業への返済可能性の検討を十分に行い、そのうち、返済可能性が十分とはいえない中小企業に対して金融機関を通じて経営改善を働きかけることを求めている。</p> <p>金融円滑化法の期限後に、要注意先である中小企業は、経営改善を進めていなければ、返済猶予等の貸付条件の変更を受けにくくなり、資金繰りに窮して返済できなくなり、横浜市信用保証協会による代位弁済額は増えることが予想される。</p>		○	133
<b>2. 横浜市信用保証協会の回収業務について</b>			
<p>代位弁済率データの審査への反映について</p> <p>累計代位弁済率は横浜市信用保証協会全体の累計代位弁済率であり、審査時のランクや保証制度（横浜市制度融資等）の別には算定されていない。今後、定期的にランク別や保証制度別等の累計代位弁済率を算定するとともに、ランク別の累計代位弁済率とランクを設定する際に基準となる指標との相関関係を把握して、ランクを設定する際に基準となる指標を見直すことが望ましい。</p>		○	153
<p>効率的な求償権回収体制の構築について</p> <p>管理課は、債権管理回収業に関する特別措置法上、債権回収専門会社（サービサー）の取り扱うことのできる特定金銭債権に含まれず委託ができない事案に特化することが考えられる。保証協会サービサーは、相対的に低い回収コストで事業を実施しており、特別な困難が無い場合には、委託範囲を拡大することが効率的である。また、保証協会サービサーに有担保求償権の回収等のノウハウを蓄積させるとともに、信用保証協会は特別な事案に特化する体制を構築す</p>		○	155

内 容	区 分		頁
	結果	意見	
<p>ることは、今後、求償権の増加が見込まれる中、横浜市信用保証協会の戦略として必要なものとする。保証協会サービスとも協議の上、将来の方向性として検討することが望ましい。</p>			
<p>保証協会サービスへの委託事案について</p> <p>今回抽出した事案において、分離して管理する原則に反し、破産している事案を保証協会サービスに委託しているものがあつた。</p> <p>今後、このような漏れを無くするためには、保証協会サービスに委託すべきでない事案や主債務者及び連帯保証人がともに破産している事案等のように、保証協会サービスに委託する必要性に乏しい事案等をシステム上抽出し、不必要な委託がなされていないことを定期的に確認する等のモニタリングをルール化することが考えられる。</p>		○	160
<p>保証協会サービス職員に対する情報開示制限について</p> <p>システム上、委託事案か否かによる閲覧範囲の制約が課されておらず、保証協会サービスに委託されていない求償権にかかる主債務者や連帯保証人の情報や、そもそも代位弁済にすらなっていない事案の被保証人の情報等についても、随時、閲覧可能な状態となっている。</p> <p>当該情報は、委託者である横浜市信用保証協会が委託事案に関連する情報のみを保証協会サービスに対して開示することを前提としているものであり、横浜市信用保証協会の管理する全ての事案について閲覧を可能とすることは、情報漏えいのリスクを高めるおそれがある。</p> <p>横浜市信用保証協会の情報管理上、不備があるものと言わざるを得ず、早急に、システム上、保証協会サービスの職員が閲覧できる範囲を制限する等の対応を取る必要がある。なお、横浜市信用保証協会によれば、監査の結果を受け、平成 24 年度中に閲覧範囲に制限を設ける等の対応を図ることとしている。</p>		○	161